

## 第3回市民自治検討部会次第

○平成22年7月12日(月) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター  
1階 女性コーナー

### 1 開 会

### 2 前回のおさらい

- ・情報公開の現状についてのワークショップを実施し、技術的、または手法に関する問題や市民と行政との信頼関係がないため都合のいい情報しか流せていないのではないかという意見がありました。
- ・また、そもそも市民がどのような情報を必要としているかというシミュレーションができていないのではないか。
- ・これらを受けて、第3回では、市民が市政に関心を持つためにはどんな情報が必要かについてワークショップを行います。

### 3 ワークショップ

(1) 市政への関心を高めるために必要な情報について

(2) 市民の役割・権利・責務について

(3) キーワードの抽出

### 5 その他

今後の予定

第4回市民自治検討部会

と き 平成22年9月9日(木) 午後7時から

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター1階 女性コーナー

### 5 閉 会

## 市民の役割・権利・責務に関する規定項目

### 1 市民の役割

- ・市民自治活動に参加する役割
- ・市民自治活動を行う団体等を支援する役割
- ・市が行なうまちづくりを担う人材の発掘、育成に協力する役割

### 2 市民の権利

- ・市に対し情報の提供を要求し、取得する権利
- ・まちづくりを行なう権利
- ・個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利
- ・政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に参加する権利
- ・行政サービスを受ける権利
- ・行政運営に関する提案を提出する権利
- ・市民自治協議会等を設置する権利
- ・地方自治法に定める、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行なう権利、その他の権利
- ・協働する権利
- ・自ら行動するために学ぶ権利

### 3 市民の責務

- ・積極的にまちづくりに参加する責務
- ・積極的に住民自治活動に参加する責務
- ・行政サービスに伴う負担を分任する責務
- ・公共の福祉の増進、地域の発展と環境の保全に配慮する責務
- ・自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元する責務
- ・納税の義務、選挙権の行使
- ・良好な環境を次の世代に引き継ぐ責務
- ・市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えられているかどうかを見守る責務

### 4 その他

- ・子どもの権利
- ・事業者（法人）の責務等